

(4) 就職に関する学校推薦（斡旋）の方針

2026 年 3 月兵庫県高等学校卒業予定者の就職慣行に関する申し合わせ（兵庫県高等学校就職問題検討会議・高校教育課長 R7 年 1 月 23 日付）より

① 学校斡旋での就職希望者

- 必ず『卒業見込み者』であり、かつ推薦するに相応しい人物であること。
- 本人の希望を尊重しつつ、企業の規模ではなく安定性・発展性があり、工業高校生として能力が発揮できるよう、個々の適性に応じた事業所への紹介を行う。
- 特定企業に希望が集中した場合、生徒の選考と推薦は就職推薦会議で決定する。
- 兵庫県高等学校卒業予定者の就職慣行に従って推薦する。原則として企業と公務員の同時受験はできない。
- 理由の如何を問わず、採用内定後の辞退や他社への受験はできない。
- 応募・推薦できるのは 1 人 1 社である。
但し、11 月 1 日以降は 1 人 2 社（※）までの複数応募が可能である。
- 推薦決定後は責任をもって受験し、私的な理由による受験辞退は一切認めない。
- 学校斡旋で採用内定した時、卒業後は必ず内定事業所に就職すること。
縁故・事故開拓・その他の方法による採用内定後は、他の事業所を受験できない。
- 事業所から不採用の確定連絡後、2 次以降の希望が提出できる。
- 上記以外の事項については都度、学校で協議し決定する。

② 学校斡旋での進学希望者

- 進学希望者（夜間学校進学は除く）は、就職の推薦希望は提出できない。
- 進学を断念し、就職希望に変更した場合、就職の推薦希望を提出できる。

③ 学校斡旋以外の求職希望者（縁故・自己開拓・自営・その他）

- 学校斡旋以外で求職する場合、学級担任を通じて「進路希望届」（別紙）を提出する。
なお、各諸問題は本人と保護者の責任で処理し、学校には一切迷惑をかけないこと。

④ 併願受験

就職試験は、一事業所の不採用確定後、次の事業所を受験することが原則である。
但し、11 月 1 日以降の複数応募については、以下の方針（ア）（イ）で対処する。

（ア）学校斡旋を希望する場合

- 10 月 31 日までに採用内定した場合、11 月 1 日以降の応募・推薦はできない。
- 指定校求人と指定校求人の 2 社同時の受験はできない。
- 指定校求人と公開求人の 2 社受験は可能である。
但し、2 社ともに合格した場合は指定校求人による内定企業を優先し、公開求人による内定企業を辞退すること。
- 公開求人と公開求人の 2 社同時受験は可能で、2 社ともに合格した場合は本人の希望する企業を優先して決定できる。

（イ）学校斡旋以外を希望する場合

- 公務員に限定した併願は可能である。
- 公務員受験を断念後、企業への就職斡旋は可能である。
- 上記以外の事項については都度、学校で協議し決定する。

以上の就職斡旋に関する決まり事については必ず遵守すること。

皆さんの希望に添って、最も相応しい事業所へ就職してくれることを願っています。
但し、本校の卒業生だけではなく、進路決定の際には、企業、先輩、後輩には絶対に迷惑をかけないように責任を持って対応すること。

⑤ 就職内定後の措置

- 就職内定後は一層勉学に励み、人格識見の向上に努力すること。
- 学校斡旋による就職内定者は、本校卒業後は必ずその事業所に入社すること。
- 就職内定後に著しく成績が低迷したり、本校生徒として正しい行動に反する行動を行った場合、または、学校において特別指導を受けた場合などには、就職内定の取り消し措置を執ることがある。

メモ欄